

参 考 資 料

職員給与関係（技能労務職職員関係）

職員の給与等の実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 25 年 4 月 1 日現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査の対象等

地方公務員法第 3 条にいう一般職の職員について実施し、そのうち技能労務職給料表適用職員、及び水道局企業職給料表(2)適用職員のうち技能職員について掲載した。（ただし、臨時的任用職員及び派遣職員等を除く。）

学歴・年齢・勤続年数・給料月額については、次のとおりである。

- (1) 学歴 大学、短大、高校、中学の 4 区分に大別した最終学歴である。
- (2) 年齢 平成 25 年 4 月 1 日現在の満年齢である。
- (3) 勤続年数 本務採用時からのものである。
- (4) 給料月額 減額措置が実施された後のものである。ただし、第 2 表の号給別に記載する給料月額は減額措置が実施される前のものである。

第 1 表 給料表別職員構成

項 目		技 能 労 務 職	水 道 局 企 業 職 (2)
平 均 年 齢		45.3歳	43.7歳
平 均 勤 続 年 数		19.2年	18.5年
平 均 扶 養 親 族 数		1.6人	1.8人
学 歴 別 構 成	大 学 卒	2.5% (177) 人	26.1% (165) 人
	短 大 卒	0.7% (52) 人	3.6% (23) 人
	高 校 卒	85.1% (6,119) 人	65.2% (413) 人
	中 学 卒	11.7% (843) 人	5.1% (32) 人
男 女 別 構 成	男	82.3% (5,921) 人	98.9% (626) 人
	女	17.7% (1,270) 人	1.1% (7) 人
人 員		7,191人	633人
平 均 給 与 月 額	給 料 月 額	288,076円	289,333円
	扶 養 手 当	16,323円	18,250円
	管 理 職 手 当	—	—
	地 域 手 当	47,937円	48,345円
	住 居 手 当	5,078円	4,512円
	初 任 給 調 整 手 当	—	—
	単 身 赴 任 手 当	—	—
	計	357,414円	360,440円

- (注) 1. 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第2項により任期を定めて採用された職員は集計の対象とし、それ以外の任期付職員及び再任用職員は集計の対象としない。(以下、各表について同じ。)
2. 学歴別及び男女別構成の()内は実人員である。
3. 技能労務職には、技能職員、管理作業員、給食調理員等がある。
4. 水道局の技能職員には、配管作業員、浄水作業員、金属技工員等がある。

第 2 表 給料表別・級別・号給別給料月額及び人員等
その 1 技能労務職給料表

級 号給	1	2	3
	給料月額 人員	給料月額 人員	給料月額 人員
	円 人	円 人	円 人
1	121,600	224,200	279,700
2	122,500	225,800	281,600
3	123,500	227,400	283,500
4	124,400	229,000	285,400
5	125,400	230,700	287,300
6	126,400	232,200	289,200
7	127,400	233,700	291,100
8	128,400	235,200	293,000
9	129,200	236,600	294,700
10	130,200	238,000	296,500
11	131,200	239,400	298,300
12	132,300	240,800	300,100
13	133,100	242,100	301,700
14	134,100	243,500	303,400
15	135,100	244,900	305,100
16	136,100	246,300	306,800
17	137,200	247,700	308,400
18	138,400	249,100	310,100 2
19	139,600	250,500	311,800
20	140,800	251,900	313,500
21	141,900	253,100	315,000
22	143,100	254,400	316,500
23	144,300	255,700	318,000
24	145,500	257,000	319,500
25	146,700	258,100	321,100
26	148,200	259,400	322,600
27	149,700	260,700	324,100
28	151,200	262,000	325,600
29	152,600	263,100	327,200
30	154,100	264,300	328,500 1
31	155,600	265,500	329,800 1
32	157,100	266,700 1	331,100 1
33	158,600	267,900	332,400 1
34	160,400	269,100 1	333,700
35	162,200 4	270,300 1	335,000 1
36	164,000 1	271,500 1	336,300
37	165,800	272,500 3	337,600 1
38	167,500 2	273,600	338,900
39	169,200	274,700 3	340,200
40	170,900 1	275,800	341,500 2
41	172,600	276,900 2	342,700
42	174,100	278,000	343,900
43	175,600	279,100 1	345,100 1
44	177,100	280,200	346,300
45	178,500 1	281,300 3	347,400 1
46	180,000 2	282,400 3	348,500 2
47	181,500	283,500	349,600 2
48	183,000	284,600 5	350,700 3

級 号給	1		2		3	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人
49	184,500	1	285,500	5	351,900	1
50	185,700		286,600	1	352,900	3
51	187,000	2	287,700	4	353,900	3
52	188,300		288,800	5	354,900	2
53	189,700	1	289,700	2	355,900	4
54	190,800	1	290,700	4	356,800	6
55	192,000		291,700	4	357,700	2
56	193,200	1	292,700	34	358,600	2
57	194,400		293,600	6	359,500	6
58	195,600		294,600	5	360,400	39
59	196,700		295,600	6	361,300	
60	197,800	1	296,600	4	362,200	5
61	198,800	1	297,400	7	363,100	3
62	200,000	2	298,300		364,000	11
63	201,200		299,200	19	364,900	3
64	202,400		300,100	2	365,800	8
65	203,600	3	301,000	15	366,500	6
66	204,900	3	301,900		367,100	9
67	206,200	1	302,800	7	367,700	2
68	207,500	2	303,700	13	368,300	10
69	208,800	3	304,500		368,800	625
70	210,100		305,400	19		
71	211,400	5	306,300			
72	212,700	1	307,200	14		
73	213,800	8	308,100	13		
74	215,200	7	309,000	5		
75	216,600	3	309,900	21		
76	218,000	2	310,800			
77	219,200	9	311,700	7		
78	220,500	4	312,600	10		
79	221,800	6	313,500	1		
80	223,100	12	314,400	27		
81	224,200	14	315,300			
82	225,400	8	316,200	19		
83	226,600	1	317,100	1		
84	227,800	7	318,000	8		
85	229,000	7	318,900	14		
86	230,200		319,800			
87	231,400	10	320,700	5		
88	232,600	16	321,600	10		
89	233,800		322,500			
90	235,000		323,400	22		
91	236,200	21	324,300			
92	237,400	14	325,200	23		
93	238,600	2	326,100	3		
94	239,600	24	327,000	12		
95	240,600	36	327,900	18		
96	241,600	19	328,800	2		

その1 技能労務職給料表

級 号給	1		2		3	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人
97	242,700	32	329,700	23		
98	243,700	17	330,500	1		
99	244,700	22	331,300	9		
100	245,700	17	332,100	19		
101	246,700	26	333,000	1		
102	247,600	54	333,800	31		
103	248,500	25	334,600	1		
104	249,400	24	335,400	6		
105	250,400	22	336,200	20		
106	251,200	34	337,000			
107	252,000	37	337,800	16		
108	252,800	2	338,600	3		
109	253,600	50	339,400	8		
110	254,200	32	340,200	13		
111	254,800	34	341,000	2		
112	255,400	29	341,800	18		
113	255,900	62	342,600	1		
114	256,400	37	343,400	6		
115	256,900	3	344,200	10		
116	257,400	57	345,000			
117	258,000	37	345,800	930		
118	258,500	3				
119	259,000	2				
120	259,500	45				
121	259,900	23				
122	260,200					
123	260,500	52				
124	260,800	39				
125	261,200	1				
126	261,600					
127	262,000	1				
128	262,400	2				
129	262,600	53				
130	263,000	37				
131	263,400	2				
132	263,800	2				
133	264,200					
134	264,600	46				
135	265,000	37				
136	265,400	1				
137	265,600					
138	265,900	3				
139	266,200	51				
140	266,500	51				
141	266,900					
142	267,200	1				
143	267,500	1				
144	267,800					

級 号給	1		2		3	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人
145	268,100	52				
146	268,400	51				
147	268,700					
148	269,000	2				
149	269,300	1				
150	269,600					
151	269,900	60				
152	270,200	45				
153	270,500	1				
154	270,800	1				
155	271,100					
156	271,400	4				
157	271,700	63				
158	272,000	45				
159	272,300	1				
160	272,600					
161	272,800					
162	273,100	4				
163	273,400	65				
164	273,700	50				
165	273,800					
166	274,100	1				
167	274,400	4				
168	274,700					
169	274,800	1				
170	275,100	2				
171	275,400	70				
172	275,700	65				
173	275,800					
174	276,100	1				
175	276,400					
176	276,700	1				
177	276,800	2,918				
人 員 計 (人)	4,883		1,539		769	
平均給料月額(円)	269,168		318,006		348,242	
平 均 年 齢 (歳)	43.5		47.6		51.9	
平均勤続年数(年)	16.8		22.4		27.9	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下、水道局企業職給料表(2)について同じ。)

その2 水道局企業職給料表(2)

級 号給	1		2		3		4		5	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	125,300		160,600		221,200		254,000		272,000	
2	126,100		162,400		223,200		256,100		274,300	
3	126,900		164,200		225,200		258,200		276,400	
4	127,700		166,000		227,200		260,300		278,600	
5	128,400		167,600		229,200		262,200		280,700	
6	129,300		169,400		231,200		264,400		282,900	
7	130,200		171,200		233,200		266,500		285,100	
8	131,100		173,000		235,200		268,700		287,400	
9	131,900		174,800		237,200		270,700		289,500	
10	132,800		176,600		239,200		272,900		291,700	
11	133,700		178,400		241,200		275,100		294,000	
12	134,600		180,200		243,300		277,300		296,200	
13	135,400		182,000		245,200		279,300		298,300	
14	136,300		183,800		247,200		281,500		300,500	
15	137,200		185,600		249,300		283,700		302,700	
16	138,100		187,400		251,400		286,000		305,000	
17	139,000		189,200		253,300		288,000		307,100	
18	140,100		191,000		255,300		290,300		309,400	
19	141,200		192,800		257,400		292,500		311,600	
20	142,300		194,600		259,500		294,800		313,900	
21	143,400		196,400		261,400		296,800		316,000	
22	144,500		198,300		263,400		299,000		318,300	
23	145,600		200,200	1	265,500		301,200		320,600	
24	146,700		202,100		267,600		303,500		322,900	
25	147,900		203,900	1	269,500		305,600		325,000	
26	149,500		205,800		271,600		307,800		327,300	
27	151,100		207,700		273,700		310,000		329,600	
28	152,700		209,600		275,800	1	312,300		331,900	
29	154,200		211,400	1	277,700		314,400		334,100	
30	155,800		213,300		279,900		316,700		336,300	
31	157,400		215,200	1	282,100		319,000		338,500	
32	159,000		217,100	1	284,300		321,300		340,800	
33	160,600		219,000	2	286,300		323,400	1	342,900	
34	162,300		222,700	1	288,500		325,700		345,100	
35	164,000		226,500	2	290,700		327,900		347,300	
36	165,700		230,300	5	292,900		330,200		349,600	
37	167,400		233,900	3	295,000	3	332,300		351,700	
38	169,200		235,900	5	297,200		334,400		353,600	
39	171,000		237,900	5	299,400		336,600		355,500	
40	172,800		239,900	3	301,600		338,800		357,500	
41	174,600		241,700	5	303,700	1	340,800		359,200	
42	175,900		243,600	5	305,900		342,900		360,700	
43	177,200		245,500	11	308,100		345,100		362,300	
44	178,500		247,500	3	310,400		347,300		363,900	
45	179,700		249,400	7	312,500	1	349,300		365,300	
46	181,000		251,300	6	314,800	2	351,000		366,500	
47	182,300		253,200	5	317,100	1	352,800		367,700	1
48	183,600		255,200	12	319,400	1	354,600		368,800	20

給 号	級	1		2		3		4		5	
		給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
		円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49		184,700		257,000	3	321,500		356,200			
50		186,000		258,900	10	323,700	2	357,300	50		
51		187,300		260,900	14	325,900					
52		188,600		262,800	11	328,100	2				
53		189,700		264,600	6	330,200	1				
54		191,000		266,500	12	332,300					
55		192,300		268,500	8	334,500					
56		193,600		270,400	10	336,500	1				
57		194,700		272,200	13	338,500	2				
58		196,000		274,100	10	340,600					
59		197,300		276,100	10	342,700					
60		198,600		278,000	217	344,800	3				
61		199,700		279,800		346,700	131				
62		201,000		281,700		348,300					
63		202,300		283,700		349,900					
64		203,600		285,600		351,500					
65		204,700		287,400		352,900					
66		205,800		289,300		354,000					
67		206,900		291,200		355,100					
68		208,000		293,200		356,200					
69		209,000		295,000		357,200					
70		210,000		296,900							
71		211,000		298,900							
72		212,000		300,800							
73		212,800		302,600							
74		213,500		304,400							
75		214,200		306,200							
76		214,900		308,100							
77		215,500		309,900							
78		216,100									
79		216,700									
80		217,300									
81		218,000									
82		218,600									
83		219,200									
84		219,800									
85		220,400									
86		220,900									
87		221,400									
88		221,900									
89		222,400									
90		222,900									
91		223,400									
92		223,900									
93		224,400									
94		224,900									
95		225,400									
96		225,900									

その2 水道局企業職給料表(2)

級 号給	1		2		3		4		5	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
97	円 226,400	人	円 —	人	円 —	人	円 —	人	円 —	人
人 員 計 (人)	—	—	409	—	152	—	51	—	21	—
平均給料月額(円)	—	—	263,864	—	328,508	—	344,946	—	366,760	—
平 均 年 齢 (歳)	—	—	41.0	—	47.2	—	49.1	—	55.4	—
平均勤続年数(年)	—	—	15.0	—	23.3	—	26.1	—	32.4	—

- (注) 1. 1級1号給～8号給、4級及び5級は技能職員のみ適用する。
2. 網掛け部分である、2級1号給～4号給及び61号給～77号給並びに3級1号給～8号給及び62号給～69号給は、事務職員及び技術職員のみ適用し、技能職員には適用しない。
3. 2級の60号給を受ける技能職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、276,800円とする。
4. 3級の61号給を受ける技能職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、345,800円とする。

第 3 表 給料表別・年齢別人員及び平均給料月額

年 齢	計	技 能 労 務 職		水 企 業 道 局 職 (2)		年 齢	計	技 能 労 務 職		水 企 業 道 局 職 (2)	
		人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額			人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額
計	人	人	円	人	円	45	513	476	286,534	37	306,244
	7,824	7,191	288,076	633	289,333	46	359	343	290,795	16	318,467
15歳						47	442	415	297,088	27	322,879
16						48	389	363	305,695	26	323,272
17						49	355	327	309,720	28	324,258
18											
19						50	307	291	313,381	16	327,725
						51	296	282	315,591	14	330,653
20						52	255	242	324,358	13	321,365
21						53	258	244	327,474	14	331,970
22						54	240	224	332,216	16	335,727
23	1	1	159,080								
24	3	3	157,334			55	170	160	335,648	10	343,771
						56	147	137	340,558	10	346,002
25	3	3	174,244			57	117	110	339,660	7	357,259
26	0					58	142	135	344,028	7	359,560
27	8	6	187,291	2	195,989	59	121	111	348,763	10	369,387
28	7	7	190,896								
29	14	14	207,012			60					
						61					
30	13	12	211,193	1	206,245	62					
31	47	43	216,167	4	216,956	63					
32	62	53	222,391	9	221,023	64					
33	101	92	230,138	9	226,258						
34	128	116	234,329	12	230,533	65					
35	157	131	241,292	26	238,008						
36	178	159	246,991	19	246,995						
37	241	210	250,832	31	252,829						
38	313	281	256,246	32	260,312						
39	316	287	259,365	29	262,341						
40	352	313	258,325	39	264,177						
41	423	381	261,030	42	271,042						
42	423	384	266,719	39	273,034						
43	467	427	275,143	40	275,129						
44	456	408	282,617	48	303,864						

第 4 表 給料表別・勤続年数別人員分布

年 数	計	技能労務職	水道局 企業職 (2)
計	人 7,824	人 7,191	人 633
1年未満	5	5	
1	5	5	
2	1	1	
3			
4	1	1	
5	2	2	
6	3	3	
7	30	30	
8	151	115	36
9	192	159	33
10	262	224	38
11	361	327	34
12	344	329	15
13	423	376	47
14	367	367	
15	470	449	21
16	459	420	39
17	443	431	12
18	434	394	40
19	424	392	32
20	411	372	39
21	413	368	45
22	413	380	33
23	307	277	30
24	314	295	19
25	232	199	33
26	186	173	13
27	196	183	13
28	201	177	24
29	156	154	2
30	105	104	1
31	85	83	2
32	98	97	1
33	84	82	2
34	54	49	5
35	60	57	3
36	27	19	8
37	24	18	6
38	30	23	7
39	29	29	
40	20	20	
41	2	2	
42			
43			
44			
45			
以上			

技能・労務関係職種従業員の給与等について

賃金構造基本統計調査の調査結果から本市技能労務職職員と類似する民間企業従業員の給与水準等を把握する

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間）について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃（平成24年分は平成25年2月21日公表）

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）〕

(3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※ 常用労働者とは次の①～③のいずれかに該当するものである。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を2次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用雇用労働者10人以上を雇用する民営の事業所の常用雇用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受けた。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成22年	平成23年	平成24年	合計
大阪府内	1,732 所	1,711 所	2,109 所	5,552 所

【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成22年	平成23年	平成24年	合計
大阪府内	調査実人員	31,495 人	30,146 人	36,809 人	98,450 人
	母集団復元後	約142.8 万人	約137.5 万人	約173.6 万人	約453.9 万人

【主な調査項目】

- 性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数
- 雇用形態
 - ※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
 - ※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、港湾運送業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
 - ※ 企業規模常用労働者100人以上の事業所のみ
- 職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の技能労務職と類似していると認められる「技能・労務関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額（通勤手当の分離はできない）
- 超過労働給与額
- 前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

○技能・労務関係職種について

賃金構造基本統計調査の個人票の「労働者の種類」が「生産」である労働者、役職区分が「職長」である労働者及び下の職種区分のうち、網掛している職種以外の職種の労働者について集計した。

労働者の種類	生産	管理・事務・技術
--------	----	----------

※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、港湾運送業のみ

役職区分	部長級	課長級	係長級	非役職者	職長級
------	-----	-----	-----	------	-----

※ 企業規模100人以上の事業所のみ

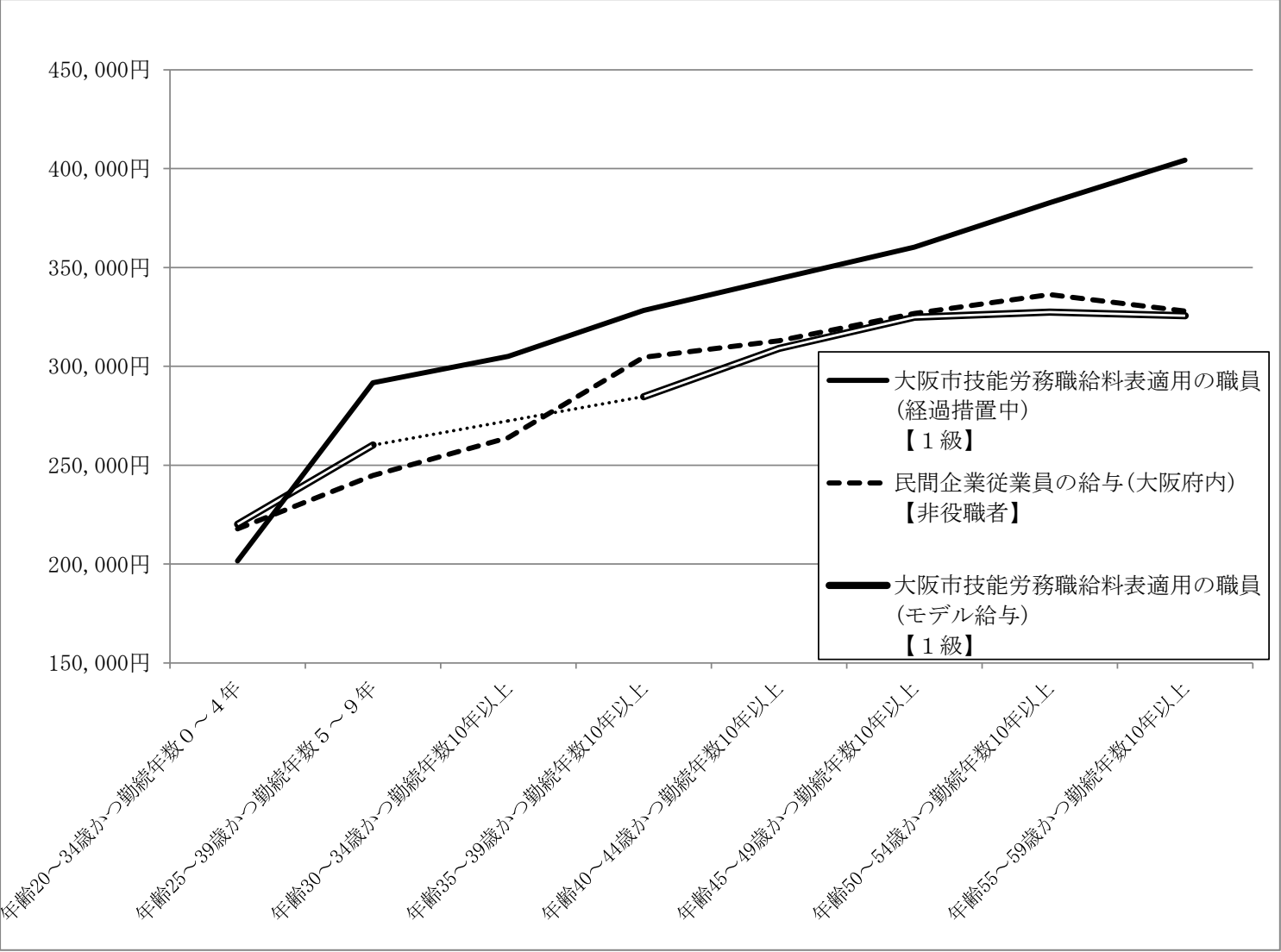
職種区分			
【専門的・技術的関連職業従事者】	【事務関係従事者】	【生産工程・労務関連従事者】	
化学分析員 技術士 一級建築士 測量技術者 システム・エンジニア プログラマー 自然科学系研究者 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 看護師 准看護師 看護補助者 診療放射線・診療エックス線技師 臨床検査技師 理学療法士、作業療法士 歯科衛生士 歯科技工士 栄養士 保育士（保母・保父） 介護支援専門員 （ケアマネージャー） ホームヘルパー 福祉施設介護員 弁護士 公認会計士、税理士 社会保険労務士 不動産鑑定士 幼稚園教諭 高等学校教員 大学教授 大学准教授 大学講師 各種学校・専修学校教員 個人教師、塾・予備校講師 記者 デザイナー	ワープロ・オペレーター キーパンチャー 電子計算機オペレーター 【販売関連従事者】 百貨店店員 販売店員（百貨店店員を除く） スーパー店チェッカー 自動車外交販売員 家庭用品外交販売員 保険外交員 【サービス関連従事者】 理容・美容師 洗たく工 調理士 調理士見習 給仕従事者 娯楽接客員 【保安関連従事者】 警備員 守衛 【運輸・通信関連従事者】 電車運転士 電車車掌 旅客掛 自家用乗用自動車運転者 自家用貨物自動車運転者 タクシー運転者 営業用バス運転者 営業用大型貨物自動車運転者 営業用普通・小型貨物自動車運転者 航空機操縦者 航空機客室乗務員	製鋼工 非鉄金属精錬工 鋳物工 型鍛造工 鉄鋼熱処理工 圧延伸長工 金属検査工 一般化学工 化繊紡糸工 ガラス製品工 陶磁器工 旋盤工 フライス盤工 金属プレス工 鉄工 板金工 電気めっき工 バフ研磨工 仕上工 溶接工 機械組立工 機械検査工 機械修理工 重電機器組立工 通信機器組立工 半導体チップ製造工 プリント配線工 軽電気機器検査工 自動車組立工 自動車整備工 パン・洋生菓子 製造工 精紡工 織布工 洋裁工 ミシン縫製工 製材工 木型工 家具工 建具製造工 製紙工 紙器工 プロセス製版工 オフセット印刷工 合成樹脂製品成形工 金属・建築塗装工 機械製図工 ボイラー工 クレーン運転工 建設機械運転工 玉掛け作業員 発電・変電工 電気工 堀削・発破工 型枠大工 とび工 鉄筋工 大工 左官 配管工 はつり工 土工 港湾荷役作業員 ビル清掃員 用務員	

第 5 表 役職別給与額等

役 職 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 額	備 考
				きまって支給する現金給与額から超過労働 給与額を除いた金額	
職 長	人 525	歳 41.9	年 20.5	円 356,595	担当の仕事が円滑に進行するよう 生産労働者を指揮、監督する者等
非 役 職 者	4,842	38.2	10.5	263,041	職長等の役職をもたない者

- (注) 1. 正社員数が50人以上の事業所に勤務する一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、
技能・労務関係職種相当の者を対象とし、平成22年から平成24年までの3年間の調査データで算出した。
2. 年齢が20歳未満の者及び60歳以上の者については集計から除外した。(以下、第21表まで同じ。)
3. 民間データのうち、給与額の上下2.5%ずつ、合わせて5%のデータを集計から除外した。
(以下、第21表まで同じ。)

第 6 表 「大阪市技能労務職給料表適用の職員の給与(経過措置中)【1 級】」と「民間企業従業員の給与【非役職者】」の比較



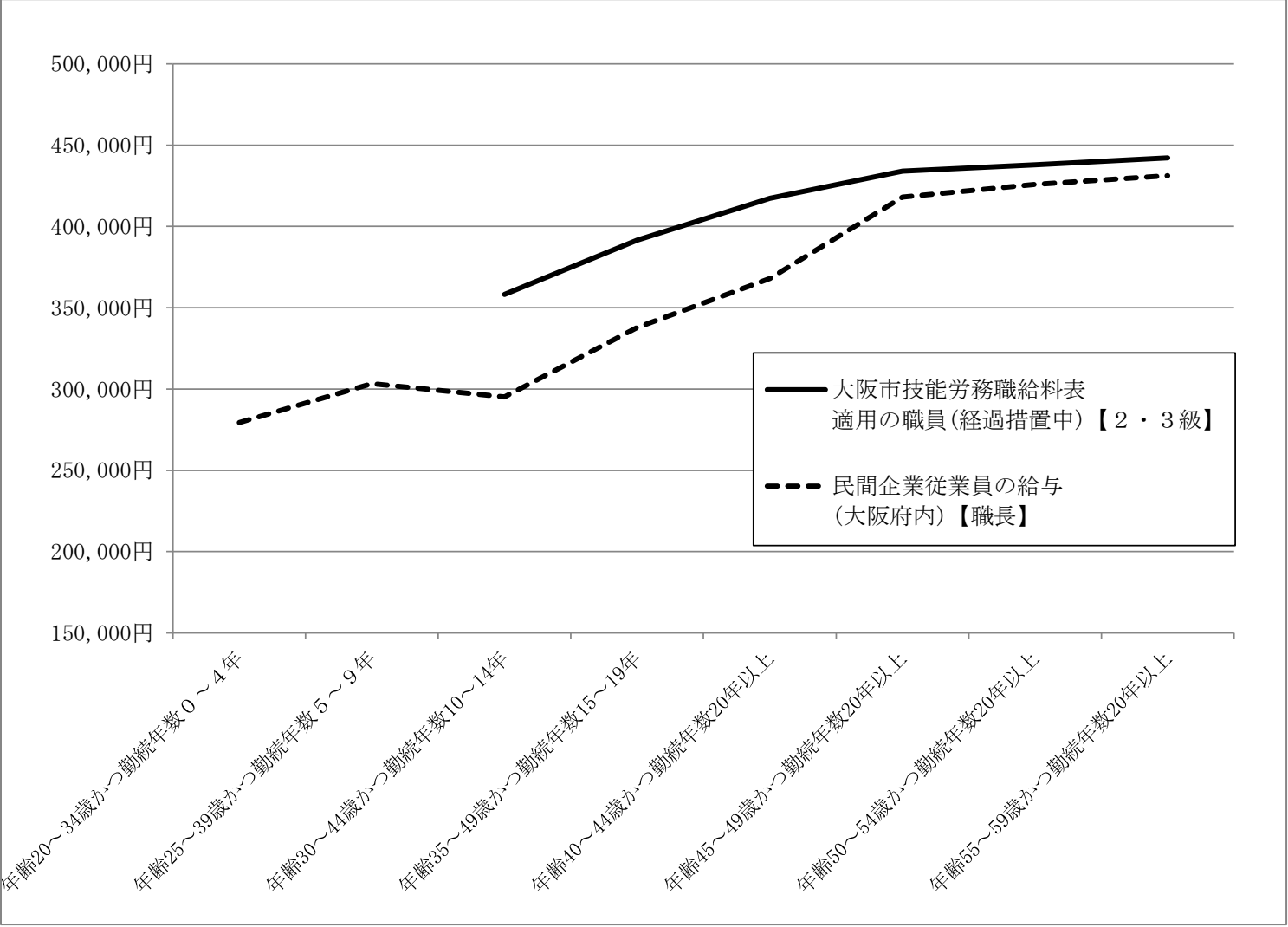
	大阪市技能労務職給料表適用の職員(経過措置中)【1 級】	民間企業従業員の給与(大阪府内)【非役職者】	大阪市技能労務職給料表適用の職員(モデル給与)【1 級】
	平均給与額	平均給与額	平均給与額
年齢20～34歳かつ勤続年数0～4年	201,595円	217,803円	220,099円
年齢25～39歳かつ勤続年数5～9年	291,653円	244,766円	260,167円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	305,065円	263,892円	-
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	328,292円	304,570円	284,662円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	344,255円	312,880円	309,077円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	360,212円	326,657円	324,879円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	382,729円	336,354円	327,347円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	404,282円	327,896円	325,579円

(注) 1. 大阪市技能労務職給料表適用の職員の給与額は、給与減額措置前の給料月額（平成24年8月の給料表の改正による経過措置中の額）、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。
2. 民間企業従業員の給与額は、正社員数が50人以上の事業所に勤務する一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、技能・労務関係職種相当の者を対象とし、平成22年から平成24年までの3年間の調査データで算出した。（以下、第13表まで同じ。）
3. 民間企業従業員の給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。（以下、第13表まで同じ。）
4. 「＊」は、調査実人員が1人の場合である。（以下、第13表まで同じ。）

※大阪市技能労務職給料表適用の職員（モデル給与）について

- ・26歳（平均採用時年齢）で採用され、外部経歴55月（26歳採用者平均）を有するとして初任給を決定する。
- ・扶養手当及び住居手当は年齢ごとの平均額が支給され、毎年勤務成績が標準で昇給したとして算出する。
- ・年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上の区分は該当者がいないため、前後の区分を「……」で結んでいる。

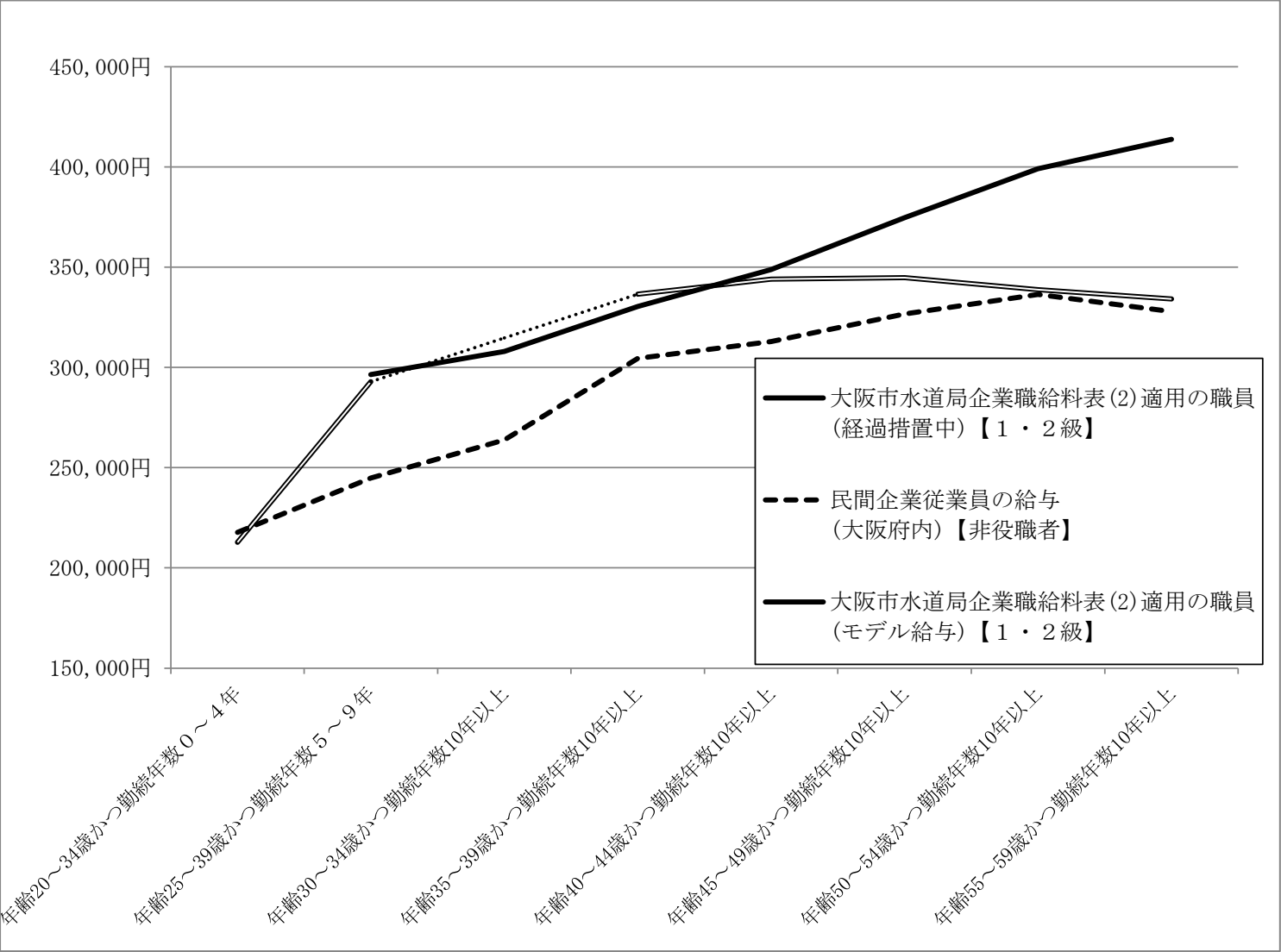
第 7 表 「大阪市技能労務職給料表適用の職員の給与(経過措置中)【2・3級】」と「民間企業従業員の給与【職長】」の比較



	大阪市技能労務職給料表適用の職員(経過措置中)【2・3級】	民間企業従業員の給与(大阪府内)【職長】
	平均給与額	平均給与額
年齢20～34歳かつ勤続年数0～4年	-	279,453円
年齢25～39歳かつ勤続年数5～9年	-	303,297円
年齢30～44歳かつ勤続年数10～14年	358,193円	295,136円
年齢35～49歳かつ勤続年数15～19年	391,525円	337,811円
年齢40～44歳かつ勤続年数20年以上	417,252円	368,000円
年齢45～49歳かつ勤続年数20年以上	433,988円	418,006円
年齢50～54歳かつ勤続年数20年以上	437,965円	425,875円
年齢55～59歳かつ勤続年数20年以上	442,200円	431,160円

(注) 大阪市技能労務職給料表適用の職員の給与額は、給与減額措置前の給料月額（平成24年8月の給料表の改正による経過措置中の額）、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。

第 8 表 「大阪市水道局企業職給料表(2)適用の職員(技能職員に限る)の給与(経過措置中)【1・2級】」と「民間企業従業員の給与【非役職者】」の比較

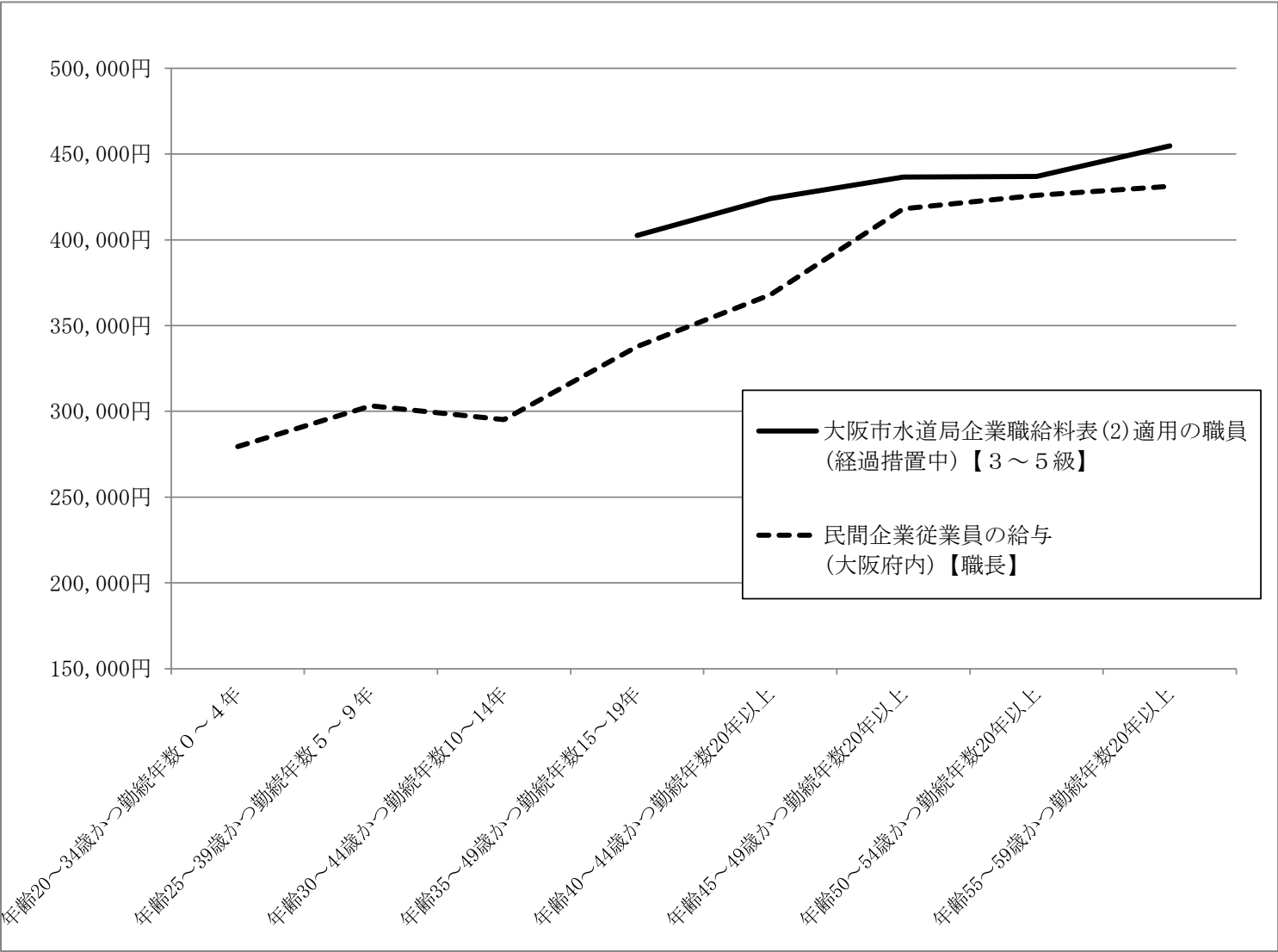


	大阪市水道局企業職給料表(2)適用の職員 (経過措置中)【1・2級】	民間企業従業員の給与 (大阪府内)【非役職者】	大阪市水道局企業職給料表(2)適用の職員 (モデル給与)【1・2級】
	平均給与額	平均給与額	平均給与額
年齢20～34歳かつ勤続年数0～4年	-	217,803円	212,854円
年齢25～39歳かつ勤続年数5～9年	296,489円	244,766円	292,850円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	307,932円	263,892円	-
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	330,404円	304,570円	336,584円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	348,828円	312,880円	344,036円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	374,712円	326,657円	344,750円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	399,158円	336,354円	338,823円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	413,769円	327,896円	334,204円

(注) 大阪市水道局企業職給料表(2)適用の職員の給与額は、給与減額措置前の給料月額(平成24年8月の給料表の改正による経過措置中の額)、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。

- ※大阪市水道局企業職給料表(2)適用の職員(モデル給与)の算出方法
- ・26歳(平均採用時年齢)で採用され、外部経歴45月(26歳採用者平均)を有するとして初任給を決定する。
 - ・採用後6年で2級へ昇給する。
 - ・扶養手当及び住居手当は年齢ごとの平均額が支給され、毎年勤務成績が標準で昇給したとして算出する。
 - ・年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上の区分は該当者がいないため、前後の区分を「……」で結んでいる。

第 9 表 「大阪市水道局企業職給料表(2)適用の職員(技能職員に限る)の給与(経過措置中)【3～5級】」と「民間企業従業員の給与【職長】」の比較



	大阪市水道局企業職給料表(2) 適用の職員 (経過措置中)【3～5級】	民間企業従業員の給与 (大阪府内)【職長】
	平均給与額	平均給与額
年齢20～34歳かつ勤続年数0～4年	－	279,453円
年齢25～39歳かつ勤続年数5～9年	－	303,297円
年齢30～44歳かつ勤続年数10～14年	*	295,136円
年齢35～49歳かつ勤続年数15～19年	402,513円	337,811円
年齢40～44歳かつ勤続年数20年以上	424,069円	368,000円
年齢45～49歳かつ勤続年数20年以上	436,656円	418,006円
年齢50～54歳かつ勤続年数20年以上	436,924円	425,875円
年齢55～59歳かつ勤続年数20年以上	454,758円	431,160円

(注) 大阪市水道局企業職給料表(2)適用の職員の給与額は、給与減額措置前の給料月額（平成24年8月の給料表の改正による経過措置中の額）、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。